

# 令和7年第2回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年2月17日（月）午後1時26分から午後1時42分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 10名

欠席 農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	出席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	出席
6番	川上 敦史	出席
7番	永澤 広美	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	出席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
1番	石田 敏裕
2番	横山 智

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	加藤 伸二
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

- 報告第 1号 令和7年第2回総会までの主な行事について
- 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第 3号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について
- 議案第 4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について

会 長 ただいまより令和7年第2回農業委員会総会を開催いたします。

(あいさつ)

会 長 続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、1番 石田敏裕委員と2番 横山智委員にお願いします。

それでは、次第4の議事に入ります。

報告第1号 令和7年第2回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 報告第1号 令和7年第2回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

1月24日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

1月27日、新地町議会臨時会が役場で開催され、私に対応しております。

1月28日、農業委員会事務担当者会議が南相馬市で開催され、事務局が出席しております。

1月29日、地域農業再生協議会役員会が役場で開催され、清野会長が出席しております。

同じく1月29日、地域計画策定説明会が改善センターで開催され、清野会長、事務局が出席しております。

2月6日、地域農業再生協議会臨時役員会が役場で開催され、清野会長が出席しております。

2月10日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、永澤委員、齋藤委員、菊地委員、事務局で調査を実施しております。

2月12日、後期農業委員会会長・事務局長研修会が福島市で開催され、清野会長、私が出席しております。

同じく12日、相馬地方農業普及推進懇談会が南相馬市で開催され、事務局が出席しております。

同じく12日、相双地域新規就農・企業参入推進検討会議が南相馬市で開催され、事務局が出席しております。

2月13日、農地パトロール（4区・5区）、町内において、菅野職務代理、川上委員、小野委員、中村委員、事務局で実施しております。

以上でございます。

会 長 ただいま、事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

- 会 長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から67番を事務局より説明を求めます。
- 事務局 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。2ページから30ページまでとなります。  
賃借人毎に一括でご報告いたします。  
賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は議案に記載のとおりであります。  
2ページの1番から28ページの63番については、賃借人が法人化したことにより個人での賃貸借を解約するものです。  
1番から62番までは、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約、28ページの63番は、農地中間管理事業法による賃貸借権の合意解約となります。  
5ページの9番・10番については令和7年1月27日付け、その他は令和6年12月27日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しを行うものであります。  
1番から22番について、解約後の新たな権利の設定は、本議案第3号に上程されております。  
その他については、一部を除き、農地中間管理事業法による賃貸借の手続きを行っているところであります。来月議案として上程する予定となっております。  
29ページをご覧ください。  
64番から65番については、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合による耕作者変更のため、令和7年1月31日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しを行うものであります。  
解約後の新たな耕作者への権利の設定は、本議案第3号に上程されております。  
30ページをご覧ください。  
66番については、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合による耕作者変更のため、令和7年1月31日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しを行うものであります。  
解約後の新たな耕作者への権利の設定は、本議案第3号に上程されております。  
67番については、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合による耕作者変更のため、令和7年1月31日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しを行うものであります。  
解約後の新たな耕作者への権利の設定は、本議案第3号に上程されております。

す。

以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受け  
します。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 　　ないようですので、報告第2号については以上で終わります。  
議案第3号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1  
番から38番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　議案第3号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1  
番から38番をご説明いたします。

31ページをご覧ください。

これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農  
業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出する  
ものであります。

賃借人ごとに一括して説明いたします。

賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであり  
ます。

31ページの1番から34ページの22番については、今回新たに利用権を設  
定するもので、賃借料は、3番、5番、8番、11番、14番、20番、21番、  
22番が10アールあたり5,000円、その他は10アールあたり米30kgと  
なります。

34ページの23番については、今回新たに利用権を設定するもので、賃借料  
は10アールあたり米30kgとなります。

34ページの24番から37ページの38番については、今回新たに利用権を  
設定するもので、賃借料は28番が全部で米90kg、その他は10アールあたり  
米30kgとなります。

説明は以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受け  
します。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について、利用権設定の1番から38番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について、農地中間管理事業による利用権設定の一括方式の1番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について、利用権設定の一括方式の1番をご説明いたします。

これについては、福島県農業振興公社を通しての貸借となります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見を求められたため提出するものがあります。

また、併せて賃借人が農地の全てを効率的に利用し耕作することの確認を求められております。

1番について、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。

今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は、10アールあたり6,000円となります。

借受人は、借り受けた農地にタラの芽を栽培する計画であります。現在タラの芽を約4ヘクタール栽培しているとのことであります。

借受人は、所在地において、認定農業者となっており、農地所有適格法人でもあります。また、所在農業委員会事務局へ確認したところ営農状況も良好とのことでありました。所在地以外に丸森町、角田市でも耕作しているとのこと広域認定となっております。

以上のことから賃借人が農地の全てを効率的に利用し耕作することの要件を満たしております。

説明は以上でございます。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業による利用権設定の一括方式の1番を原案どおり承認し「異議なし」かつ「借受人は農用地の全てを効率的に利用し耕作を行うと認められる」として新地町長へ意見を送付いたします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番をご説明いたします。

39ページをご覧ください。譲受人ごとに一括して説明いたします。

1番から2番について、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。取得する農地は、苗木の生産をする計画であります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

40ページをご覧ください。

3番について、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。取得する農地は、蔬菜を栽培する計画であります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

会 長 それでは議案第5号の1番から3番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり許可することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番は原案のとおり許可といたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和7年第2回農業委員会  
総会を閉会いたします。